

8月は個人事業税(1期分)の納付月です

- ・納付期限の**8月31日(金)**までに納付してください。
- ・コンビニエンスストア(税額30万円以下のもの)、クレジットカード納付(Yahoo! 公金支払い、税額100万円未満のもの(決済手数料別途))、ペイジーによる納付ができます。
- ・口座振替を希望される方は、大田原県税事務所、または最寄りの金融機関までお申し込みください。(9月までのお申し込みで、2期分(11月分)から口座振替となります。)

■問合せ 大田原県税事務所課税課 ☎0287-23-4172

全国瞬時警報システム(J-ALERT)を使用した情報伝達訓練が全国一斉に実施されます

町では、次のとおり防災行政無線による拡声放送と「那須町安全安心メール」登録者(防災情報登録者のみ)にメールを配信します。

▼日時 8月29日(水)午前11時頃

▼訓練内容

- 国から配信された情報を、町内に設置している防災行政無線から拡声放送を行います。
- ・放送内容
「これは、Jアラートのテストです。」(3回繰り返し返されます)
- 国から配信された情報を町から那須町安全安心メール登録者に、次のような内容のメールを配信します。

- ・表題
「国民保護情報」
- ・本文

「これは、Jアラートのテストです。」

※那須町安全安心メールを登録していない方は、ぜひ、この機会に登録をお願いします。

すでに那須町安全安心メールに登録されている方は、メールが受信できたかを確認してください。(受信確認の連絡は不要です。)

メールが受信できなかった方は、

那須町安全安心メールの設定の確認、またはメール配信の登録をお願いします。(登録方法は5ページをご覧ください)

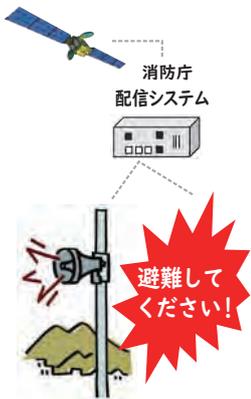
※訓練ですので、お間違いないようお願いします。

※配信時間および配信内容については、都合により中止または変更することがあります。

▼全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星と地上回線を用いて国から送信し、市町村防災行政無線等の情報伝達手段を自動で起動すること、国から直接住民に対し緊急情報を瞬時に伝達する手段です。

▼問合せ 総務課防災交通係 ☎②6902



公衆無線LANを整備しました

情報収集の利便性向上と災害時の情報通信環境の確保のため、公共施設7カ所に公衆無線LAN(Wi-Fi)のアクセスポイントを整備しました。次の施設利用者は、携帯電話のキャリアに関係なく、webブラウザを搭載したWi-Fi端末(スマートフォン、ノートパソコン、タブレット端末)等を使用して自由にインターネットが利用できます。

- ▼利用可能施設
・那須町文化センター
・那須町スポーツセンター

4月1日から

「違反対象物公表制度」が始まりました

▼違反対象物公表制度とは

消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容・施設名称等を公表する制度です。

▼制度の目的

重大な消防法令違反のある建物の違反内容を公表することで、利用者の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者に消防法令遵守を促すことを目的としています。

▼公表に該当する重大な消防法令違反とは

- ・ゆめプラザ・那須
- ・高原公民館

- ・芦野基幹集落センター
- ・伊王野基幹集落センター
- ・道の駅 東山道伊王野

▼インターネット接続方法

SSID(Nasu_Town_Free-WiFi)またはNasu_Town_Free-WiFi(2)に接続し、メール認証または、SNS認証を行うことで接続ができます。

詳しい接続方法については、町ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

▼問合せ 総務課防災交通係 ☎②6902

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が必要な建物のうち、設置をしていないものです。

▼公表の対象となる建物

飲食店・百貨店等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の一人で避難することが困難な方が利用する施設です。

▼公表の方法

那須地区消防組合ホームページで公表しています。

http://www.fire19-nasu.jp

▼問合せ 那須地区消防本部予防課 ☎0287-28-5103